

昇降機・遊戯施設 検査（保守）会社 様

（一社）北関東ブロック昇降機等検査協議会
事務局

昇降機・遊戯施設の定期検査報告における検査項目等の改正について

平素より昇降機・遊戯施設の定期検査報告業務に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
題記の件、令和7年7月1日に下記の2つの国土交通省告示が施行され、昇降機・遊戯施設の定期検査報告における検査項目や判定基準等並びに検査結果表が一部改正されます。事前に確認の上、ご対応いただけますようお願い致します。

記

1. 告示

- ① 令和6年国土交通省告示第974号 [公布] 令和6年6月28日 [施行] 令和7年7月1日
建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示
- ② 令和7年国土交通省告示第53号 [公布] 令和7年1月29日 [施行] 令和7年7月1日
建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示

※各告示の詳細については国土交通省 HP を参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000096.html

上記告示も加味した「昇降機 定期検査業務基準書 2025年版」と「遊戯施設 定期検査業務基準書 2025年版」が令和7年6月10日に販売され、両基準書のWEB講習会が開催されます。

両基準書の予約販売・WEB講習の申込みは(一財)日本建築設備・昇降機センターHPをご確認ください。

昇降機 : <https://www.beec.or.jp/news/detail/147/>

遊戯施設 : <https://www.beec.or.jp/news/detail/146/>

2. 主な改正内容

① 小荷物専用昇降機

検査項目「1(2)点検用コンセント」削除。これに伴い、検査結果表の項目番号を繰り上げ。

<~R7.6> 検査結果表 (第1第1項第6号に規定する昇降機)						<R7.7> 検査結果表 (第1第1項第6号に規定する昇降機)							
番号	検査項目	検査結果				担当者番号	番号	検査項目	検査結果				担当者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適合				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適合	
1	機械室						1	機械室					
(1)	機械室への経路及び点検口の戸						(1)	機械室への経路及び点検口の戸					
(2)	点検用コンセント						(2)	制御器 開閉器及び遮断器					
(3)	制御器 開閉器及び遮断器												

(図 1)小荷物専用昇降機 検査結果表の変更

② 油圧エレベーター

検査項目「1(2)機械室：機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等」の検査事項「防油堤の状況」「標識の状況」「消火設備の状況」の3つを削除。

③ 全体(昇降機・遊戯施設)

- (1) 検査結果表で検査不要の項目について、これまでは取消線で抹消としていたが、「検査結果欄」と「担当検査者番号」欄に「-」を記入するよう変更。
- (2) 検査結果表の選択項目に関して「○で囲む」を「○で選択」とし、注意欄の文言を変更。
- (3) 定期検査等におけるデジタル化の促進のため、目視検査項目について目視以外に目視と同等以上の情報が得られる検査方法も認めるとし、検査結果表・検査方法等の文言「目視」を「目視又はこれに類する方法(=目視等)」に変更。

※ 改正告示対応済の検査結果表は、令和7年6月中に北関東ブロックHPへ掲載予定です。

以上